

# 常任委員会

## Q & A

### 総務委員会

開会日 11月30日(金)・12月4日(火)・5日(水)  
 案件 議案7件・陳情1件・報告4件等

#### ●豊島区附属機関設置に関する条例(一部改正)

**問** 池袋地区駐車場地域ルール策定協議会を附属機関として設置する理由は。

**答** 地元の了解の上にルールを策定できるよう、区内部だけでなく構成される附属機関を設置。

**問** 委員定数が35名以内と、他の附属機関に比べ多い印象だが。

**答** 学識経験者、行政、警視庁、商店街、町会、一定規模以上の事業者を想定しているため。

**●電気バスの買入れについて**

**問** 豊島区仕様のバスの試験、実際の道路走行の計画は。

**答** 議会の議決を得て車両の製造に入り、3月末までに検査・試験をするための車両1台を完成。検査・試験後、ナンバー取得。8月末頃に一般の公道を走行。今回の契約期限の9月末には7台全てのナンバーを取得。10月1カ月間、バス運行事業者が試運転を行い、11月の運行開始を考えている。

#### ●購入金額の妥当性の認識は。

**答** 既製の車両にない仕様変更等を製造会社と逐一確認し進めてきた。妥当な金額と認識。

**●(仮称)マンガの聖地としまミュージアム新築工事請負契約について**

**問** 費用に充てる寄付を募っているが、1年間限定ということ

ではなく寄付を募っていくのか。

**答** 当面、集まった寄付はトキワ荘の施設整備に充当するが、建物が竣工した後の寄付は、施設の運営費にも充てていきたい。

**●平成30年度豊島区一般会計補正予算(第3号)**

**問** タブレット端末1台当たりを使用する児童生徒数の変化は。

**答** 千500台の追加配備により、小学校5.4人、中学校4.6人が、いずれも1台当たり3人となる。

**問** 2020年の学習指導要領の変更、プログラミング教育の必修化に伴う文部科学省の配備目標との関係は。

**答** 国の目標水準も、今回、区が配備する水準と同じである。

**●池袋西口公園改修整備工事請負契約について**

**問** 今回、契約方式が随意契約になったことで、金額が競争入札に比べ高くなることはないか。

**答** 入札不調後の随意契約では、法律で条件を変えられない。予定価格を変えず減価交渉をした。

### 区民厚生委員会

開会日 11月30日(金)  
 案件 議案2件・陳情1件・報告5件等

#### ●豊島区印鑑条例(一部改正)

**問** 新しい証明書発行機では、現在の区民カードはもう使えなくなるということか。

**答** 現在の「区民カード」は1月1日から利用できる機械がなくなるが、「印鑑登録証兼区民カード」は引き続き印鑑登録証として、窓口で必要となる。

新しい証明書発行機はマイナンバーカードでのみ利用いただくものである。

**問** 印鑑登録証は引き続き使えるというところは周知されるのか。

**答** 12月の区政連絡会にて、また、広報掲示板へのポスター掲示等により、お知らせする。

**●豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例**

**問** 条例制定に当たり、障害のある方々やその団体等と、どのようなやり取りがあったのか。

**答** 聴覚障害者協会から手話言語について条例案等の提案を受け、これに基づき、障害者団体連合会の中で検討してきた。

**問** 本条例の特徴は。

**答** 手話言語に関する規定と障害者の多様な意思疎通に関する規定を一体とし、職員の研修、手話が言語であるという環境づくり等を具体的に定めた点。

**問** 障害者に対する理解の促進及び普及について、学校等における具体的な取組は。

**答** 清和小学校は、隣の大塚ろう学校と一緒に活動する場面で簡単な手話を使ったりしている。中学校においては、人権教育の一環として、手話の理解や使い方について取り組んでいる。

**問** 手話通訳者の養成はどのように行っているか。登録している通訳者数は足りているのか。

**答** 手話通訳者派遣センター等に委託し、手話講習会等を開催している。今年度登録者数は39名で、現在の運用状況でも不足している。足りない分は、都からの派遣で補っている。

**問** 身体障害、知的障害等、障害の特性に応じての対応が必要であるが、施策を進める上で、

規則等を定める考えはあるか。

**答** 規則制定は現在考えていない。障害者相互のコミュニケーションについては、障害者計画の中に記載していく考えである。

### 都市整備委員会

開会日 12月3日(月)・5日(水)  
 案件 議案2件・陳情2件・報告3件等

#### ●豊島区立自転車等駐車場条例(一部改正)

**問** 大塚駅周辺の自転車駐車場の変更に関して、周知方法は。

**答** 区のHP、12月1日号の広報としまへの掲載や新年度の募集に合わせた現地での掲示等を行っている。

**問** 大塚駅北口第一自転車駐車場の定期利用者を大塚駅南自転車駐車場へ誘導するための区の考えは。

**答** 大塚駅南自転車駐車場に向かう歩道上に自転車通行帯を表示し、視覚分離で分かりやすく通行できるようにしたいと考えている。また、自転車駐車場内の工夫も検討していく。

**問** 大塚駅北口第三自転車駐車場は駅からかなり遠いので、イオンセンターのようなものを考えているか。

**答** 利用率も34・5%と低いため、検討して提案したい。

**●豊島区立自転車等駐車場の指定管理者の指定について**

**問** これまでの指定管理者が応募しなかった理由は。

**答** 現状の収益が上がらず、今後5年間、利用サービスを落とさず続けることはできないという判断による。

**問** 今回の指定管理者の公募に当たり、採算面に関して契約内

容を変更した点はあるのか。

**答** これまでは一定の金額を区に納めてもらう固定納付制度を導入していたが、今回は成果に応じて区と折半する成果配分に見直した。

**問** 今回の指定管理者が、採算が取れると判断した要因は。

**答** 定期WEB管理システムや自動ゲートを導入し、利用しやすくして周知徹底を図ることで、利用率を上げていくという提案になっている。

**問** 定期WEB管理システムの具体的な内容は。

**答** WEB上で自転車駐車場の利用登録、定期更新、支払が24時間、365日できるシステム。

**問** 今回、指定管理者が指定される自転車駐車場の利用率は。

**答** 目白駅東自転車駐車場が110・7%、目白駅西自転車駐車場が106・5%、目白駅北自転車駐車場が39%、千登世橋自転車駐車場が97・3%。

### 子ども文教委員会

開会日 12月3日(月)  
 案件 議案4件・報告7件等

#### ●としま区民センターの指定管理者の指定について及び豊島区立芸術文化劇場の指定管理者の指定について

**問** 指定管理者として、としま未来文化財団を指定しているが、地域レベルから国際レベルへの文化事業の展開にも柔軟に対応できる能力を持っているのか。

**答** 地域レベルの事業展開としては、指定管理者が同じ地域文化創造館を利用して、としま区民センターを利用できるように結びつ

けを行う。国際レベルの事業展開としては、豊島区立芸術文化劇場で様々な演目のほかに、国際化イベントの準備をしている。

**問** 事業拡大に当たって、としま未来文化財団の人員拡大、採用方針は。

**答** 豊島区立芸術文化劇場の技術スタッフや、制作・営業系のスタッフ等については、千人規模の劇場で実務経験がある者を採用、徐々に人数を増やし準備を進めている。また、来年度は案内業務等の一部業務を外部へ再委託することも計画している。

**問** 区民センターのホール利用は、32年1月からだが、これら施設の予約はいつから可能か。

**答** 区民センターは、31年7月からの予定。芸術文化劇場は、2週間を超える利用については、32年10月から33年3月は既に受付を終えており、31年2月から3月にかけて33年4月から9月までの受付と選考を行う。2週間未満の利用については、初回の受付が31年夏の予定。

**問** 危機管理体制や緊急時の対策は。

**答** 両施設とも帰宅困難者の一時滞在施設に指定されており、非常用発電機や防災備蓄倉庫がある。

**●豊島区立体育施設の指定管理者の指定について**

**問** 雑司が谷体育館を管理するコナミスポーツクラブ・近鉄ビルサービスグループは、利用者重視のサービス提供を有する団体とあるが、具体的にはどのような点があるのか。

**答** 雑司が谷体育館は古い施設だが、障害者・高齢者対応の研修の実施等、ソフト面に力を入れ頑張ってきた点を評価。